（地方参事官、副地方参事官、地方調整官、持続的食料システム戦略推進官及び輸出対策推進官）

第百五十八条　地方農政局に、各地方農政局を通じて地方参事官六十人、副地方参事官三十六人、地方調整官二人、持続的食料システム戦略推進官七人及び輸出対策推進官七人を置く。

2　（略）

3　副地方参事官は、命を受けて、地方参事官の行う事務を助ける。

4～6　（略）

（管理官、人事企画調整官、監査官及び情報管理専門官）

第百七十二条　総務課に、管理官五人、人事企画調整官一人及び監査官二人を置く。

2　（略）

3　人事企画調整官は、地方農政局の職員の人事に関する特定事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

4～6　（略）

（災害対策室並びに防災・減災対策官、災害査定官及び能登半島復旧調整官）

第二百二十一条　防災課に、災害対策室並びに防災・減災対策官一人及び災害査定官二人を置く。

2　（略）

（削る。）

3・4　（略）

5　第一項に規定するもののほか、北陸農政局の農村振興部防災課に能登半島復旧調整官一人を置く。

6　能登半島復旧調整官は、令和六年能登半島地震からの復旧に関する事務のうち防災課の所掌に係るものに関し調整を要する事項についての調査、企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（統計指導官、統計分析官及び地域統計分析官）

第二百三十二条　統計企画課に、統計指導官一人、統計分析官二人及び地域統計分析官一人を置く。

2　統計指導官は、統計調査員その他の職員の養成に関する事項についての企画及び連絡調整並びに統計の作成に関する技術の指導に関する事務（経営統計指導官及び生産統計指導官の所掌に属するものを除く。）を行う。

3・4　（略）

（経営統計指導官）

第二百三十三条　経営・構造統計課に、経営統計指導官一人を置く。

2　経営統計指導官は、経営統計に関する統計調査員その他の職員の養成及び統計調査員の配置に関する事項についての企画及び連絡調整並びに経営統計の作成に関する技術の指導に関する事務を行う。

（生産統計指導官）

第二百三十四条　生産流通消費統計課に、生産統計指導官一人を置く。

2　生産統計指導官は、生産統計に関する統計調査員その他の職員の養成及び統計調査員の配置に関する事項についての企画及び連絡調整並びに生産統計の作成に関する技術の指導に関する事務を行う。

第二百三十五条から第二百五十条まで　削除

（地方参事官、地方調整官、持続的食料システム戦略推進官及び輸出対策推進官）

第百五十八条　地方農政局に、各地方農政局を通じて地方参事官六十人、地方調整官二人、持続的食料システム戦略推進官七人及び輸出対策推進官七人を置く。

2　（略）

（新設）

3～5　（略）

（管理官、監査官及び情報管理専門官）

第百七十二条　総務課に、管理官五人及び監査官二人を置く。

2　（略）

（新設）

3～5　（略）

（災害対策室並びに防災・減災対策官及び災害査定官）

第二百二十一条　農村振興部防災課に、災害対策室を置く。

2　（略）

3　第一項に規定するもののほか、防災課に、防災・減災対策官一人及び災害査定官二人を置く。

4・5　（略）

（新設）

（統計指導官、統計分析官及び地域統計分析官）

第二百三十二条　統計企画課に、統計指導官二人、統計分析官二人及び地域統計分析官一人を置く。

2　統計指導官は、命を受けて、統計調査員その他の職員の養成に関する事項についての企画及び連絡調整並びに統計の作成に関する技術の指導に関する事務を行う。

3・4　（略）

第二百三十三条　削除

（新設）

（新設）

第二百三十四条から第二百五十条まで　削除